

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月26日 条例第8号</p> <p>(県民税の課税免除)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 収益事業を行う特定非営利活動法人については_____</p> <hr/> <p>____、当該収益事業に係る所得の金額(法人税法(昭和40年法律第34号)第22条第1項に規定する所得の金額をいう。)が年40万円未満の事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課税しない。</p> <p>3 事業年度が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「年40万円」とあるのは、「40万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものに限る。)をその設立の日(特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。)から1年以内に無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月26日 条例第8号</p> <p>(県民税の課税免除)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 収益事業を行う特定非営利活動法人については、<u>その設立の日(特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。)</u>から3年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない</p> <hr/> <p>____事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課税しない。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものに限る。)をその設立の日_____</p> <hr/> <p>_____から1年以内に無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

